

申告の種類と納付税額等について

申告区分		納付税額	申告及び納付期限	様式
確定申告	均等割額と法人税割額の合計額 ※中間申告を行った税額がある場合は、その税額を差し引きます		事業年度終了の日から2ヶ月以内 ※延長の特例を受けた場合はその期間だけ申告期限が延長となる	第20号 (確定申告書)
中間申告 (※)	予定申告	均等割額(年額)の2分の1と、前事業年度の法人税割額の2分の1の合計額	事業年度開始の日以後6ヶ月を経過した日から2ヶ月以内	第20号の3 (予定申告書)
	中間申告	均等割額と事業開始の日以後6ヶ月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額との合計額		第20号 (確定申告書)
修正申告	法人税に係る修正申告書を国に提出した場合	修正申告により増加した法人市民税の額	法人税の修正申告を提出した日	第20号 (確定申告書)
	法人税の更正・決定を国から受けた場合		法人税の更正の通知書が発せられた日から1ヶ月以内	
	その他の事由による場合		遅滞なく申告してください	
更正請求	提出した申告書の記載内容が地方税法等の法令に従っていなかったとき、計算誤りがあったことにより税額が過大であるとき、欠損金が過少であるとき、中間納付額に係る還付金が過少であるとき		当該申告書に係る法定納期限から5年以内	第10号の4 (更正の請求書)
	法人税の更正を受けたことに伴い、法人税割額の課税標準となる法人税額又は法人税割額が過大となるとき		上記の期間を経過した後であっても、国の税務官署が法人税の更正の通知をした日から2カ月以内に限って更正の請求をすることができます	

(※)中間申告が不要な法人は下記のとおりです。

- ① 前期の法人税額を基礎とした中間申告納付額が10万円以下の法人＝前期の法人税額が20万円以下の法人
- ② 公共法人、公益法人等、共同組合等、人格のない社団・財団
- ③ 新たに設立された法人の最初の事業年度
(新たに転入した法人は法人税割の予定申告は不要ですが、均等割の予定申告は必要となるので、注意してください)
- ④ 清算活動中の法人
- ⑤ 会社更生手続き開始後の株式会社